

2025年3月24日

NPO法人となりのかいご

改正介護休業・両立支援制度に関する研修動画を無料公開

～FIT チャリティ・ランの寄付を受け、2025年4月の育児・介護休業法の改正に伴い、企業に義務化される「介護離職の防止に向けた雇用環境の整備」への対応を支援～

ビジネスパーソンの介護コンサルティングを通じ、介護による離職や高齢者虐待の予防に取り組むNPO法人となりのかいご（神奈川県厚木市、代表理事：川内 潤）は、企業が介護休業・介護両立支援制度等に関する研修を行う際に利用できる動画を無料公開しました。

背景

2025年4月に改正される育児介護休業法により、企業は「介護離職の防止に向けた雇用環境の整備」を義務づけられ、以下の4つのうちいずれかの措置を講じる必要があります。

- **介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施**
- 相談窓口の設置等、相談体制の整備
- 自社における制度利用事例の収集・提供
- 制度利用促進に関する企業方針の周知

本動画は、このうち「**介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施**」を検討される企業向けの研修教材として使用することが可能です。

動画の制作経緯

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の調査結果※1によると、就業継続者に比べて、介護離職者が適切な相談先へ相談できていない、介護保険サービスに繋がっていないという傾向は確認できず、実際にはその逆の関係を示す結果となっている、というがわかりました。

<介護離職者の具体的な傾向>

- 介護離職者のほうが、手助・介護を始める以前に、職場から両立支援制度や介護保険制度に関する情報提供を受けている割合が高い
- 介護離職者のほうが、両立支援制度や介護保険制度について自主的に情報収集を行っている割合が高い
- 介護離職者のほうが、地域包括支援センターやケアマネジャーに相談をしている割合が高い。特にいずれの相談先についても「手助・介護をするようになってから1～3か月程度の間相談した」という割合が高い。
- 介護離職者のほうが、ケアマネジャーに対して自身のことを相談できている割合が高い

※1.三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「令和5年度令和5年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業 介護離職者の離職理由の詳細等の調査及び勤労世代の介護離職防止に資する

介護保険制度の広報資料等の作成」

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/07/koukai_240425_24.pdf

NPO法人となりのかいごは、この調査結果より、企業から従業員への単なる情報提供だけを行うと、かえって介護離職を助長する可能性があるのではないかと予測しています。そこで、介護休業・介護両立支援制度を利用する上での心構え（直接の介護を控え、自身の仕事や生活も維持した上で介護に取り組むマインドセット）も伝える必要があると考え、次の4本の研修動画を制作しました。

研修動画 全4本

1. 経営者・人事部の方向け 法改正と企業の義務を解説
<https://youtu.be/oAqUM3wYmyg>
2. 【研修動画①】従業員向け 支援制度の活用方法と注意点
<https://youtu.be/7NuUhMFE7pl>
3. 【研修動画②】従業員向け 介護の基礎知識と準備を解説
<https://youtu.be/9mpocmqz2mg>
4. 【研修動画③】介護体験者インタビュー | ゲスト 柴田理恵氏
<https://youtu.be/3H3yCKT9trk>

FIT チャリティ・ランについて

2005年、東京の金融業界の企業が結集して日本の非営利団体を支援する目的で設立されました。支援先団体は、地域社会に密着した意義ある活動を行いながら、認知度が低い等の理由により十分な活動資金の確保が困難な団体を中心としています。FITチャリティ・ランに関する情報はウェブサイト (<http://fitforcharity.org/ja/about-us/about.html>) をご覧ください。

NPO法人となりのかいご 代表理事 川内潤

1980年生まれ。上智大学文学部社会福祉学科卒業。老人ホーム紹介事業、外資系コンサル会社、在宅・施設介護職員を経て、2008年に市民団体「となりのかいご」設立。2014年に「となりのかいご」をNPO法人化、代表理事に就任。厚労省「令和2年度仕事と介護の両立支援カリキュラム事業」委員、育児・介護休業法改正では国会に参考人として出席。

【法人概要】

法人名 : NPO法人となりのかいご

代表理事 : 川内潤

所在地 : 神奈川県厚木市

事業内容 : 介護支援コンサルティング事業、普及啓発事業

Webサイト : <https://www.tonarino-kaigo.org/>

Facebook : <https://www.facebook.com/kaigoforbussinessperson/>